

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和元年５月１４日（火）

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名：大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
提出理由：災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）では、自然災害によって被害を受けた者等は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給や、災害援護資金の貸付を受けることができるとしている。 ・これらの制度の実施主体は市町村であり、本市においては、昭和 48 年に制定した大和市災害弔慰金の支給等に関する条例に規定を設けている。 ・そのような中、平成 30 年 6 月の第 8 次地方分権一括法の公布に伴う法改正により、災害援護資金の貸付については、年 3%の固定利率とされていたものが、地域の実情に応じた被災者の返済負担の軽減などを目的に、年 3%を上限に条例で独自に設定することが可能となった。 ・また、平成 31 年 1 月には、法施行令が改正され、円滑な償還に資する柔軟な対応が可能となるよう、償還方法に月賦償還が追加されたほか、これまで必置とされていた保証人についても、保証人を立てられない被災者が貸付を受けられるよう、市町村が条例で保証人の有無を定めることができるとされた。 2. 条例改正の考え方 ・法令改正を受け、災害援護資金の貸付において、被災者支援の充実強化を図る内容とする。	 ・法改正の目的である地域の実情に応じた被災者の返済負担の軽減のほか、甚大な災害が発生した際における被災市民への配慮などを考慮し、貸付の条件については、保証人不要、無利子とする。 ・償還方法については、被災者の状況に応じ、できるだけ柔軟に対応できる環境を整えるため、現行の年賦償還に加え、半年賦及び月賦償還を追加する。 3. 改正内容 ○保証人及び貸付利率 ・改正前：保証人必置 年 3% ・改正後：保証人不要 無利子 ○償還方法 ・改正前：年賦償還 ・改正後：年賦償還、半年賦償還、月賦償還 4. 県内各市の状況 ・保証人不要で無利子 本市や川崎市など 5 市 ・保証人を立てる場合は無利子で、保証人を立てない場合は年 1%の貸付利率 横浜市など 11 市 ・その他及び未定 横須賀市など 3 市
経 過 H30.6 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 H31.1 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正	今後の予定 R1.6 議案上程 条例施行（平成 31 年 4 月 1 日遡及適用）